3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、専門委員会については、次のとおりとする。

(a)　専門委員会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか年一回、又はいずれかの締約国若しくは合同委員会の要請に応じて、会合する。

(b)　両締約国の代表者から成る。

(c)　両締約国の適当な地位の代表者をその共同議長とする。

(d)　専門委員会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか欧州連合若しくは日本国において交互に、又は他の適当な通信手段により、会合を開催する。

(e)　会合の日程について合意し、及びその議題をコンセンサス方式によって定める。

(f)　全ての決定及び勧告を対面又は書面によりコンセンサス方式によって行う。

4　専門委員会は、その手続規則を採択することができる。専門委員会については、その手続規則を採択しない場合に限り、合同委員会の手続規則を準用する。

5　専門委員会は、合同委員会によって採択される決定の案を提出すること又はこの協定の関連規定に基づいて決定を行うことができる。

6　合同委員会は、締約国の要請又は関連する専門委員会からの付託に基づき、当該専門委員会によって解決されていない問題を取り扱うことができる。

7　各専門委員会は、合同委員会に対し、十分な余裕をもって事前にその会合の日程及び議題を通報し、並びに各会合の結果及び結論を報告する。

8　専門委員会の存在は、締約国が合同委員会に対して直接に問題を提起することを妨げるものではない。

第二十二・四条　作業部会

1　物品の貿易に関する専門委員会の下にぶどう酒に関する作業部会及び自動車及び部品に関する作業部会をここに設置する。これらの作業部会の責任及び任務については、第二・三十五条及び附属書二―C第二十条に定める。

2　次の作業部会については、関連する章の規定に従って設置することができる。

(a)　衛生植物検疫措置に関する専門委員会の下での特別作業部会

(b)　貿易の技術的障害に関する専門委員会の下での特別技術作業部会

(c)　規制に関する協力に関する専門委員会の下での特別作業部会

(d)　合同委員会の下での動物の福祉に関する技術作業部会

3　この協定に別段の定めがある場合又は作業部会への両締約国の代表者が別段の合意をする場合を除くほか、作業部会については、次のとおりとする。

(a)　年一回又はいずれかの締約国若しくは合同委員会の要請に応じて会合する。

(b)　両締約国の適当な地位の代表者をその共同議長とする。

(c)　欧州連合若しくは日本国において交互に、又は作業部会への両締約国の代表者が合意する他の適当な通信手段により、会合を開催する。

(d)　会合の日程について合意し、及びその議題をコンセンサス方式によって定める。

(e)　全ての決定及び勧告を対面又は書面によりコンセンサス方式によって行う。

4　作業部会は、その手続規則を採択することができる。作業部会については、その手続規則を採択しない場合に限り、合同委員会の手続規則を準用する。

5　作業部会は、場合に応じて関連する専門委員会又は合同委員会のいずれか適当なものに対し、十分な余裕をもって事前にその会合の日程及び議題を通報し、並びに当該専門委員会又は合同委員会の各会合において自己の活動を報告する。

6　作業部会の存在は、締約国が合同委員会又は関連する専門委員会に対して直接に問題を提起することを妨げるものではない。

第二十二・五条　専門委員会、作業部会その他の機関の作業

この協定に基づいて設置される専門委員会、作業部会その他の機関は、その任務を遂行するに当たり、作業の重複を避ける。

第二十二・六条　連絡部局

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定を実施するための連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2　連絡部局は、次のことを行う。

(a)　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って両締約国間で提供される全ての通告、通報及び情報を送付し、及び受領すること。

(b)　この協定に関する事項について両締約国間の他の連絡を円滑にすること。

(c)　合同委員会の会合の準備に関する調整を行うこと。

第二十三章　最終規定

第二十三・一条　一般的な見直し

両締約国は、他の章における見直しに関する規定の適用を妨げることなく、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定の効力発生の日の属する年の後十年目の年又は両締約国が合意する時期において行う。

第二十三・二条　改正

1　この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。

2　1に規定する改正は、当該改正の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後二番目の月の初日又は同日よりも遅い日であって両締約国が合意する日に効力を生ずる。両締約国は、その通告を欧州連合と日本国政府との間の外交上の公文の交換を通じて行う。

3　合同委員会は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従い、4に掲げるものに関するこの協定の改正についての決定を採択することができる。2の規定にかかわらず、当該改正は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、欧州連合と日本国政府との間の外交上の公文の交換によって確認され、及び当該外交上の公文の交換の時に効力を生ずる。

4　3の規定は、次に掲げるものについて適用する。

(a)　附属書二―A（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、同附属書の規定に従って一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書二―C、付録二―C―1及び付録二―C―2

(c)　附属書二―E

(d)　第三章、附属書三―Aから附属書三―Fまで及び付録三―B―1

(e)　附属書十

(f)　附属書十四―A

(g)　附属書十四―B

(h)　国際協定の規定を引用し、又は組み込んでいるこの協定の規定（当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定がある場合）

第二十三・三条　効力発生

この協定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。両締約国は、その通告を欧州連合と日本国政府との間の外交上の公文の交換を通じて行う。